**市有地先着順売却手続きについて**

**申請者**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**市役所資産経営課**

①公売物件購入申込書兼受付書を提出

　添付書類（個人の場合）

　・住民票抄本1通(連名の場合は、すべての方の分)

・身分証明書1通(本籍地のある役所・役場で発行するもの。連名の場合は、すべての方の分。ただし、外国人は除く。)

　・誓約書

　・市税完納証明書又は市税納税証明書1通

②申込書を受理

　・内容を審査

　・売払いの諾否決定

③売払い決定通知書、市有財産売買契約書（２部）送付

⑥市岡商事㈱から市有財産売買契約書（２部）を受理

　・売買契約書に市長記名押印

⑦市有財産売買契約書（１部）、売買代金納付書、所有権移転登記請求書、登録免許税納付書を送付

④市岡商事㈱（中津川市新町7番20号　TEL：0573-66-2311）と日程調整し、重要事項説明等を受けてください。

⑤市有財産売買契約書（２部）に記名押印して**市岡商事㈱へ提出**

　・売買契約書の１部に収入印紙を添付（H26.4.1以降の印紙）

　　1万円以上　　　 50万円以下　 　200円

　　50万円超え　　 100万円以下　 　500円

　　100万円超え　　500万円以下　 1,000円

　　500万円超え　1,000万円以下　 5,000円

⑩所有権移転登記請求書等を受理

・所有権移転登記申請手続き開始

⑪所有権移転登記完了後、登記識別情報通知、受領書を送付

⑧売買代金及び登録免許税を納付

⑨所有権移転登記請求書を記載し、売買代金領収書の写し、登録免許税領収書の原本を同封して提出

※市有財産売買契約書は大切に保管しておいてください。

⑬受領書を受理して完了

⑫登記識別情報通知の受領書に記名押印し提出

※登記識別情報通知は大切に保管しておいてください。